

港区暴力団排除条例

(公の施設における暴力団排除措置)

第13条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者のうち、利用の承認に係る権限を付与されたものをいう。以下同じ。)は、区が設置する公の施設の利用者について**当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものと認めるときは**、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、**当該公の施設の利用の承認又は許可(以下「承認等」という。)**をせず、又は**当該利用の承認等を取り消す**ことができる。

2 区長若しくは教育委員会又は指定管理者は、前項の規定により利用の承認等をせず、又は利用の承認等を取り消そうとするときは、あらかじめ、第16条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かなければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がないとき、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが明白であるときその他特別な事由があるときは、この限りでない。

公の施設において「暴力団の活動を助長する」または「暴力団の運営に資する」利用の例

区民斎場

区民斎場における暴力団の主催と認められる葬儀

スポーツ施設

暴力団員らが親睦を深めるために行うスポーツ大会等のイベント

会議室

暴力団員らによる資金獲得その他公序良俗に反する会議の開催

区民ホール

区民ホールにおいて行う組長襲名披露イベント

公共駐車場

暴力団が保有する車両の公共駐車場の定期利用

港区暴力団排除条例に関する問合せ

港区防災課
生活安全
推進担当

Tel 03-3578-2271
Fax 03-3578-2539

